

INFORMATION

【第119回 判例研究会】（認定研修）

今回は、顧問先が意図的に税理士へ事実と異なる資料を提供して過少申告させた事例を取り上げます。納税者に対し重加算税が課された点が争点になった事例ですが、税理士に求められる責任や対応についても議論が展開できればと思います。

【題材】国税不服審判所 令和4年9月30日裁決

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすめてです。

◆日 時：令和7年11月5日（水）
18：30～20：30（開場18：15）

◆場 所：神奈川青年税理士クラブ 事務局（定員15名）
〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町7-2ハイツ横浜205号
Zoomによるオンライン参加（定員80名）
※会場（事務局）参加には人数制限がございます。
お早目のお申込みをお願いいたします。

◆講 師：中村裕弁護士・青税 草西祐輝会員
※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。必ず下記よりお申込み下さい。変更となった場合は、お申込み者にご案内いたします。

参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、
下記 URL または右 QR コード（Google フォーム）より事前にお申し込み
をお願いいたします。お申し込み後のキャンセルは Google フォームで
再度送信をお願いします。

【申し込み期限： 10月29日（水）】

<https://forms.gle/hzKYricY1Mcrrn5Ha7>



上記 URL でのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたは FAX にてお申し込みください。

氏 名

E-Mail または FAX

登録支部および登録番号

支部

番号

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

参加方法

会場参加

・

Zoom

懇親会

参加する

・

参加しない

【申込先】

E-Mail : kanagawaozei.kenkyu@gmail.com FAX : 045-308-6136

研究部長 伊藤 悠介